

県管理河川における管理者不明橋に関する調査について

1 要旨・目的

県管理河川における管理者不明橋に関する調査の進捗状況について報告する。

2 現状・背景

管理者不明橋は、国や自治体が定める基準によることなく設計、建造され、適切な維持管理が行われていない可能性があり、老朽化しても補修工事の責任を負う主体が分からないことから適切な管理を行わせることが困難である。

このため、令和3年度から、県管理河川における管理者不明橋に関する調査に取り組んでいる。

3 概要

(1) 対象者

橋梁の設置者又は管理者

(2) 実施内容

ア 全数調査

県管理河川における橋梁について、河川台帳附図、国土地理院地図等を用いて、約11,000橋の位置を特定した。(令和4年3月まで)

イ 管理者の確認

位置を特定した橋梁について、道路の路線図、河川法による占用許可データ等との照合により管理者を確認している。

ウ 河川管理上支障となる橋梁の把握

県管理河川における橋梁のうち、設置者又は管理者による適切な維持管理が行われていない等の理由により、河川管理上支障となるおそれがあるものについて、市町を通じて調査している。

(3) 今後の対応

ア 全数調査の結果と道路の路線図等との照合による管理者の特定を進めるとともに、管理者を特定することができない橋梁については、現地調査や履歴調査等により設置者又は管理者を把握する。

イ 市町を通じて把握した橋梁については、今後、設置者又は管理者の特定を急ぐとともに、設置者又は管理者を特定することができないものについては、簡易代執行による撤去を含め対応策を検討する。